

水道事業・公共下水道事業等の経営戦略(改定素案)

パブリック・コメントを募集

水道事業・公共下水道事業等の中長期的な経営の基本計画として、令和元年9月に策定(一部改定)した経営戦略について、これまでの状況を踏まえつつPDC Aサイクルを通じて質を高めていくため、今年度、最新化し、改定します。

この改定にあたり、経営戦略(改定素案)に対する皆様のご意見を募集します。

- 素案・意見書 / 市政情報コーナー(市役所3階)や企画経営課、各地域事務所、各市民サービスセンター、各地区センターなどに備え付け

※改定素案は、市HPからダウンロード可

- 提出方法 / ①住所・氏名・電話番号などを記入した意見書を、郵便またはファクスで同課へ
- ②市HPの「パブリック・コメント」からも提出可 ※電話による受け付けは不可

- 募集期間 / 9月19日～10月18日(必着)

- 提出・問合せ先 / 同課(〒503-8601 丸の内2-29、☎47-8679、FAX81-0981)へ



環境を守り育てる個人・団体・事業所を募集します



市民環境賞

自然や環境を守り育てる活動をしている個人や団体などをたたえる「市民環境賞」の候補者を募集します。

自薦・他薦は問いません。皆様のご応募をお待ちしています。

- ◆ 対象 / 市内在住・在勤の個人または、市内に活動拠点がある団体・グループ、市内の事業所

- ◆ 対象となる活動 / 自然保護や資源のリサイクル、地域の清掃など、地域の環境保全に貢献した活動や、環境教育や環境学習を推進・実践した活動など

- ◆ 表彰 / 受賞者には賞状などを贈呈

- ◆ 応募方法 / 10月2日～11月30日(必着)に、環境衛生課などで配布の応募用紙(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課(〒503-8601 丸の内2-29)へ

- ◆ 問合せ / 同課(☎47-8563)へ



住まなくなった家、登録しませんか

空き家の有効活用を通して、地域の活性化や移住定住の促進を図るため、「空家バンク」を開設しています。これは、空き家の売却・賃貸を希望する空き家所有者と空き家の購入・賃借を希望する空き家利用希望者の橋渡しを行う事業です。

住まなくなった家をお持ちで、売却や賃貸をしたいと考えている空き家所有者の皆さん、空家バンクに登録しませんか。

詳しくは、市空家バンク専用HPまたは住宅課(☎47-8184)へ。

◆対象とする空き家

次の①～⑤すべてに該当する市内の物件

- ①所有者(相続)登記が完了していること
- ②抵当権などが設定されていないこと
- ③建物と土地の所有者が同一であること
- ④一戸建てであり、店舗・長屋・アパートでないこと
- ⑤不動産業者で取り扱っていないこと



専用HP

世帯向け賃貸住宅

一之瀬住宅の入居者を募集

世帯向け賃貸住宅「一之瀬住宅」(上石津町)の入居者を募集しています。

- ▶ 構造・間取り / 鉄筋コンクリート造3階建、3LDK(水洗トイレ・浴槽は完備)

- ▶ 月額家賃 / A棟=5万円、B棟=5万1,000円、C棟=5万2,000円
- ※ 共益費1,000円と駐車場代1,040円は別途必要

- ▶ 募集戸数 / A・C棟各1戸(3階)、B棟2戸(3階)

- ▶ 問合せ / 県住宅供給公社(☎47-8192)へ



空き家の適切な管理をお願いします

近年、適切な管理が行われていない空き家が増加しており、屋根・外壁の脱落や火災による危険、隣地への草木の越境や害虫・害獣の誘発、防犯面などの問題が生じるおそれがあります。

空き家の所有者は、普段から適正管理について意識するとともに、管理していくことが必要です。

詳しくは、住宅課(☎47-8184)へ。

ポイント① 空き家の定期的な見回りを!

空き家は、個人の財産であり、空き家の所有者が管理をしなければなりません。所有する土地、建物が他者に被害を与えた場合、当事者間での解決が基本で、所有者(相続人を含む)や管理者、占有者が責任を負うことが民法で定められています。

所有者は、隣家や道路など周辺への悪影響がないように定期的に見回りをしましょう。

ポイント② ご近所へ連絡を!

離れた場所に住んでいる所有者や関係者などは、近隣の人たちに住所や連絡先を伝えておくなど、すぐに対処できるようにしましょう。

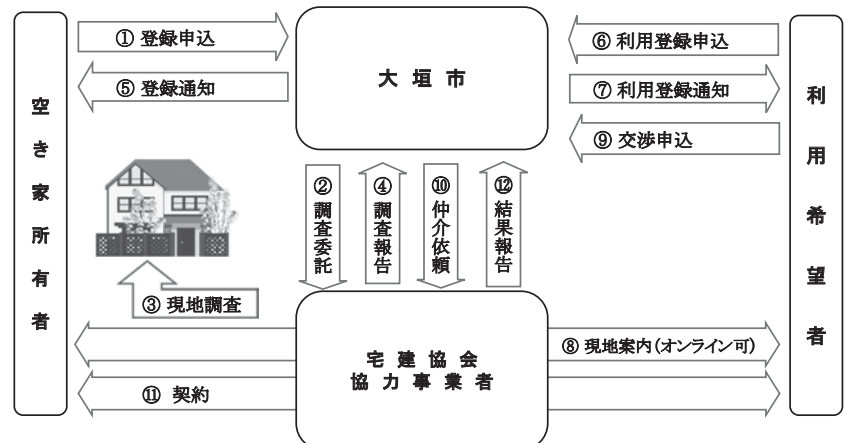
ポイント③ 空き家の将来を考える!

現在、適切な管理をされている空き家も、将来にわたり管理し続けることが困難な場合もあります。将来のことを考え、なるべく早期に空き家の賃貸や売却、または解体後の土地を売却するなど積極的な利活用をご検討ください。

賃貸・売却をご希望であれば「空家バンク事業」、解体をご希望であれば「空家等除却支援事業」を実施していますので、ご利用ください。(いずれも要件・審査あり)



◆空家バンク事業のイメージ図



利用希望者の空き家内覧も実施中!

空き家の利用を希望する人は、現地またはオンラインで内覧ができます。お気軽にご利用ください。

また、物件紹介動画も配信していますので、ぜひご覧ください。



空き家内覧